

監 査 報 告 書

私ども監事は、国立大学法人法第11条第4項及び国立大学法人法施行規則第1条の2第5項並びに国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第38条第2項に基づき、国立大学法人愛知教育大学の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第13期事業年度の業務について監査を実施し、協議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査方法及びその内容

監事は、国立大学法人愛知教育大学監事監査規程に基づき、当期の監事監査計画に従い学長、理事と意思疎通を図り、内部監査担当と連携し、情報の収集及び監査環境の整備に努めるとともに、役員会その他重要な会議に出席するほか、役員（監事を除く。以下同じ）、業務執行部門等からその業務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。さらに、会計監査人から報告及び説明を受け、財務諸表、事業報告書及び決算報告書につき検討を加えました。

2. 監査の結果

- (1) 国立大学法人愛知教育大学の業務は、法令等に従い適正に実施され、また、中期目標の達成に向け、着実に実施されているものと認められます。今後も、教育大学として新たな施策等が要請される中、一丸となって活動を加速展開していくことが期待されます。
- (2) 適正な役員の職務執行及び大学の業務実施を確保するための体制、ガバナンス、内部統制システム等の運用について、指摘すべき事項はありません。
- (3) 役員の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは規程に違反する重要な事実は認められません。
- (4) 事業報告書は、国立大学法人愛知教育大学の業務運営の状況を適正に示しているものと認めます。
- (5) 決算報告書は、予算の区分に従って決算の状況を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (6) 会計監査人新日本有限責任監査法人の監査方法及び結果は、相当であると認めます。財務諸表は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。

平成29年6月21日

国立大学法人愛知教育大学

監 事 東 幸 雄



監 事 福 谷 朋 子

